

仕 様 書

1. 事業名

観光庁 令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

山陰のまんなかの自然・歴史を活用したアドベンチャーツーリズム造成・流通環境整備事業

2. 実施時期

契約締結の日から令和7年2月28日（金）

3. 委託金額

上限額：9,700千円（消費税および地方消費税を含む）

4. 業務の目的

中海・宍道湖・大山圏域（以下「当圏域」という。）は、出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市及び大山圏域7町村（日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町）で構成される。当圏域は、出雲神話や日本遺産、民藝運動など歴史的な背景を有し、年月を重ねる中で育まれてきた様々な文化や産業、伝統工芸があり、中海や宍道湖、日本海および大山等の豊富な自然に恵まれている。しかし当圏域の課題として、多彩な素材があるにもかかわらず広く認知されていないこと、人口集積地から遠くアクセス方法も限られていることから、来訪動機を高めることが難しい状況にある。一方で旅行者の観光に対する意識の変化が見られ、都心部から地方への志向変化、「モノ消費」から「コト消費」「トキ消費」への消費スタイルの変遷、歴史・文化・自然への探求心の高まりなど、ニーズが多様化している。

このような状況を踏まえ本事業では、現在欧米豪を中心とし、訪日旅行の目的として人気の高い「アドベンチャーツーリズム」に着目し、アクティビティに限らず、自然・文化・伝統工芸等に触れる体験をテーマとした商品の造成および流通環境の整備を実施する。また当圏域において「アドベンチャーツーリズム」を得意とするスポットガイドや多彩な観光コンテンツを扱う事業者、地域の人々と、旅行者を繋ぐスルーガイド（ツアーコーディネーター）を育成し、圏域一体となって「アドベンチャーツーリズム」を推進する体制を整えることを目的とする。

5. 業務内容

その土地ならではの自然・伝統・文化に強い関心を持ち、新しい学び・体験を求める日本人、及び欧米豪や台湾をメインとした外国人をターゲットとし、テーマやストーリー性のある「アドベンチャーツーリズム」の造成および流通環境の整備に向けて、下記の業務を実施する。

(1) 観光資源の洗い出しとガイド等の観光事業者の整理

契約事業者は、当圏域内における観光資源を洗い出し、「アドベンチャーツーリズム」を得意とする観光事業者の整理を行うこと。洗い出し・整理にあたっては、次の視点をもって行うこと。

- ・「アドベンチャーツーリズム」の3要素である「自然」「アクティビティ」「文化」が体験できるコンテンツであること。

- ・圏域ならではの自然、出雲神話等の歴史文化、民藝等の伝統、希少性の高い食等をテーマの中心、ストーリーの軸とすること。
- ・大阪・関西万博のテーマである「いのち」「SDGs」に沿う内容であること。
- ・「アドベンチャーツーリズム」を得意とするスポットガイドや観光事業者、および「アドベンチャーツーリズム」と親和性の高い事業者を整理すること。

(2) 商品造成に向けたワークショップの開催

- ・(1)において整理した観光事業者に対し、「アドベンチャーツーリズム」の概要や事例共有、インバウンド受入に向けた準備等に関するワークショップを開催する。
- ・ワークショップ開催時に、(1)において洗い出した観光資源を提示し、意見交換を行うこと。

<留意事項>

- ◇参加者の募集においては、具体的な募集案内を作成の上、募集・申込受付を行うこと。
- ◇ワークショップの日程調整、運営・進行、資料作成等を行い、開催すること。
- ◇ワークショップ実施後、参加者に対しアンケート調査等を実施し、報告書を作成すること。

【KPI：商品造成に向けたワークショップの開催】 1回

【KPI：ワークショップへの参加者数】 20名

(3) ガイド人材 育成研修の実施

本事業では、「自然」「アクティビティ」「文化」が体験できるコンテンツを組み込んだ、テーマやストーリー性のあるツアーの造成を目的としている。旅行者がそのテーマやストーリーを実感しながら、シームレスに複数のコンテンツを体験できよう、ツアー全体を把握している旅のサポート役が必要と考える。またインバウンドの受入を踏まえ、英語対応のできる、旅行者と圏域の事業者・地域の人々との繋ぎ手となるスルーガイド（ツアーコーディネーター）を育成するための研修を開催すること。

<留意事項>

- ◇研修内容として、当圏域の観光資源・コンテンツに関する机上講座や実地研修を行うこと。
- ◇研修実施日程、実施場所の選定、外部講師の招請等の調整を行うこと。
- ◇参加者の募集においては、当圏域内の観光関連事業者、専門ガイド（スポットガイド）、通訳案内士、観光協会職員等に対し、具体的な募集案内を作成の上、募集・申込受付を行うこと。
- ◇ワークショップ実施後、参加者に対しアンケート調査等を実施し、報告書を作成すること。

【KPI：研修回数】 1回以上

【KPI：ガイド育成人数】 3名

(4) FAMツアーの実施

- ・(1)において洗い出した観光資源・コンテンツを中心に行程を策定し、FAMツアーを実施すること。
- ・(6)で造成しようとする「アドベンチャーツーリズム」商品の概要に基づき、課題の抽出、商品の磨き上げを目的すること。

<留意事項>

- ◇契約事業者は、FAMツアー実施日程の調整、受入先との交渉、参加者調整を行うとともに、行程等FAMツアーの目的を含めた具体的な内容がわかる資料を作成し、事前に関係者全員が情報共有できるようにすること。
- ◇FAMツアーの参加者には、「アドベンチャーツーリズム」のガイド経験がある人を1人以上、アドベンチャーツーリズムに複数回参加経験のある欧米豪出身の外国人を1人以上加えること。なおお招請にあたっては、課題や意見の取りまとめができる範囲の人数で調整し、当圏域外に在住で過去に圏域への来訪回数が1回以上の人を対象とすること。
- ◇FAMツアーの行程に、(3)で育成しているガイドの活躍場面を組み込むこと。
- ◇参加者に対しアンケート調査を実施し、回答内容を分析した上で、報告書を作成すること。

【KPI：FAMツアーの実施回数】 1回

(5) 観光資源の磨き上げ・商品造成に向けた意見交換の実施

- ・(4)により抽出された課題および参加者アンケートをもとに、「アドベンチャーツーリズム」商品(仮)の行程案を策定すること。

観光資源の磨き上げ・商品造成に向け、策定した商品(仮)の行程案を提示し、当圏域内の関連団体(構成自治体・観光協会等)と意見交換を行うこと。

<留意事項>

- ◇意見交換の日程調整、運営・進行、資料作成等を行い、終了後は議事録ならびに報告書を作成し、当観光局へ報告すること。

(6) 「アドベンチャーツーリズム」商品の造成

(5)の意見交換をもとに、観光資源・コンテンツの磨き上げを行い、テーマ・ストーリー性のある「アドベンチャーツーリズム」商品、かつスルーガイド(ツアーコーディネーター)等のサポートが付いた旅行商品の造成を行うこと。

【留意事項】

- ◇量産型の旅行商品や従来の王道ルートの旅行商品ではなく、具体的なターゲット設定を行い、本事業の狙いに沿った内容とすること。

【KPI：旅行商品に組み込むガイド付き体験コンテンツ】 3件

【KPI：「アドベンチャーツーリズム」商品造成件数】 3件

(7) 旅行商品流通環境整備

- ・(6)で造成した旅行商品について、オンライン等を活用し、海外の旅行会社(過去に海外から日本への送客実績のある会社)を相手とする商談の機会を設けること。
- ・(6)で造成した体験コンテンツ・旅行商品について、海外向けOTA等(予約、決済が可能なWEBサイトを含む)での販売体制を整備し、一般に流通させること。

【留意事項】

- ◇契約事業者は、商談相手の選定、商談の日程調整、商談の進行（通訳の手配）、資料作成等を行い、運営すること。商談終了後、議事録ならびに報告書を作成し、当観光局へ報告すること。
- ◇OTA等に掲載の際に作成したテキスト等の成果物については、当観光局あてに提出すること
- ◇OTA等に掲載後、履行期間内での販売額を算出し、当観光局あてに提出すること
- ◇販売画面のデータ等を残しておくこと。

【KPI：商談の実施／商談による当事業の旅行商品取扱先】 1回／1社以上

【KPI：掲載するOTA会社数／掲載件数】 1社以上／3件

【KPI：商品販売件数】 3件

【KPI：旅行の参加者数／延べ宿泊数／売上】 18名／36泊／270万円

6. 報告書の提出

- (1) 提出物：事業実施報告書（A4版）25部
- (2) 提出場所：当観光局
- (3) 提出期限：令和7年2月28日（金）
- (4) その他：報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。
 - ①事前に当観光局の承認を得ること。
 - ②事業実施状況や事業成果等をわかりやすく編集すること。
 - ③造成した旅行商品については、令和6年度中の販売を目指していることから受入れ体制を含めて各商品の完成状況を明確にすること。

7. その他

- (1) 当観光局と十分協議しながら進めること。また、定期的に当圏域の関係団体と協議・連携を行いそれらを反映させること。
- (2) 事業実施に先立ち、全行程の具体的なスケジュールを提出すること。また、予定されたスケジュールに変更が生じた場合は、随時修正し当観光局へ報告すること。
- (3) 事業期間中は、当観光局の求めに応じて進捗状況の報告をすること。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、適正に履行すること。また、新型コロナウイルスについて各団体の定めるガイドラインを遵守すること。
- (5) 自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに当観光局へ相談し、指示に従うこと。
- (6) 島根県および鳥取県内の旅行会社等と連携した体制のもと、商品の企画・造成等を行うことも可とする。
- (7) 本事業終了後も関係する事業者が継続的に販売・受入ができるように、流通整備や受入環境整備の観点から磨き上げ・販売を行うこと。